

自転車の交通ルール守っていますか？



自転車は**車**の仲間です



自転車がかかわる交通事故の多くは**交差点**で起きています



一時停止の標識のある交差点では必ず止まりましょう



標識がなくても見通しの悪い交差点では徐行（すぐに停止できるような速度）もしくは一時停止をして安全確認をしてから進みましょう

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



県警察公式アプリ「かながわポリス」で
自転車の交通ルールを学びましょう



神奈川県警察

保護者の皆様へ

歩行中の小学生の交通事故原因の

約6割が飛び出しです



CAUTION



- 道路を渡るときは横断歩道を渡る
- 横断歩道を渡る前には一度止まって、手をあげて左右の安全を確認する
- 渡っている間も車が来ていないか左右の安全を確認しながら渡る
- 黄色信号や歩行者用の青信号が点滅していたら次の青信号まで待つ

飛び出しは絶対にしない

お子さんを交通事故から守るため、
ご家庭での安全教育をお願いします。



神奈川県警察